

建設経済常任委員会の所管事務調査について（案）

令和元年 7 月 26 日

1 調査事項

小田原市競輪事業の今後のあり方について

2 選定理由

- ・ 年間を通じて動きがあり、定期的な状況確認や提言を要する重要案件である。
- ・ 収支改善策として、ミッドナイト競輪及び民間包括委託の試行予定がある。
- ・ これから実施する所要の調査は、今後の方針決定の重要な判断材料である。

3 目的

競輪事業の今後のあり方を検討するにあたり、重要な判断材料である収支改善策の取組状況や所要の調査の内容について調査し、必要な提言をすること。

4 期間

調査終了まで

5 方法

委員会の協議により、所管課に報告や必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じて専門的知見の活用などを行い、報告書を作成する。

6 スケジュールのイメージ

7 月 26 日	・ 調査するテーマを決定する。
9 月定例会中	・ 「今後に向けた検討会議」などの経緯のふりかえり ・ 今後の取組予定の説明と検討すべき課題の抽出
10 月～11 月	・ 必要に応じて専門的知見の活用、または参考人への聴取
12 月定例会中	・ 所管課の取組状況についての報告
1 月～2 月	・ 意見のとりまとめ（課題、提言等の協議）
3 月定例会 または 5 月臨時会	・ 建設経済常任委員長報告

7 参考条文

(1) 小田原市議会会議規則 第 70 条（所管事務等の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(2) 小田原市議会基本条例 第 11 条（専門的知見の活用）

議会は、審査、諮問または調査のために必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する機関を設置し、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条の 2 に規定する調査をさせ、専門的知見の活用に努めるものとする。

(3) 小田原市議会委員会条例 第 28 条（参考人）

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。